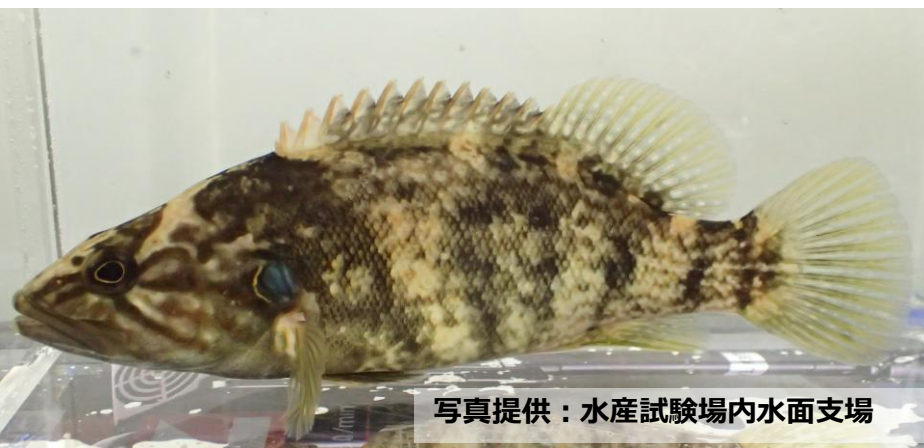


外来魚「コウライオヤニラミ」が 「特定外来生物」に指定されました！

**令和8年9月1日より、飼育、運搬、野外への
放出等が法律で原則禁止されています。**



写真提供：水産試験場内水面支場

コウライオヤニラミ

(スズキ目オヤニラミ科)

- ・朝鮮半島に広く分布（外来種）
- ・全長は最大30cm
- ・肉食性
- ・日本に生息するオヤニラミの仲間だが、倍近い大きさにまで成長する。

生態系に
深刻な影響

☆絶対にやってはいけないこと（法律による罰則があります）

- 1 川や池への「放流（逃がすこと）」
一度捕まえた個体を、別の場所に放してはいけません。
- 2 許可のない「飼育・栽培・保管」
ペットとして新しく飼い始めることはできません。
- 3 生きたままの「運搬・持ち運び」
釣ったその場でリリース（再放流）することは規制対象外ですが、生きたまま別の場所に持ち帰ることは違法です。
- 4 「輸入」や「販売・譲渡（あげる・もらう）」はできません。

※違反した個人には、最大で「3年以下の拘禁刑もしくは300万円以下の罰金」が科される場合があります。

～川で見つかり、釣り上げたりした方へ～

その場ですぐに放流（キャッチ＆リリース）することは法律上問題ありません。

しかし、生息域の拡大を防ぐため、可能な限り駆除（持ち帰らず、その場で処分等）にご協力をお願いします。

* 生きたまま別の川や自宅へ持ち帰ることは絶対にしないでください。

お問い合わせ先

宮崎県自然環境課 野生生物担当 0985-26-7291